

保育所等を利用されている3歳児～5歳児の保護者の皆さまへ

子育て世帯の経済的負担を
軽減するため、
令和8年9月分から
保育所等の給食費を
半額補助します！



対象者

洲本市に住民登録があり、保育所等を利用する3歳児から5歳児の子どもに係る給食費（施設から徴収される主食費＋副食費）が対象です。
※洲本市外に住民登録がある方は、対象外です。

補助金額

- 主食費の半額相当額（1号認定：月450円／上限、2号認定：月500円／上限）
- 副食費の半額相当額（1号認定：月2,150円／上限、2号認定：月2,500円／上限）

手続き

○市内の保育所等を利用されている場合 手続きは不要です。

子ども子育て課及び施設にて主食費・副食費の減額算定を行い、令和8年9月分から半額相当額で徴収します。

※9月分からの具体的な給食費の金額は、子ども子育て課及び施設からのご案内をご確認ください。

- ・公立保育所・認定こども園→子ども子育て課からお知らせ
- ・私立認定こども園 →施設からお知らせ

○市外の保育所等を利用されている場合 手続きが必要です。

詳しくは、3月頃に対象者へ送付する案内をご確認ください。
施設へお支払いした給食費の半額相当額を償還払いします。

《注意事項》

- 本補助事業は保育所等から徴収される給食費（主食費・副食費）について適用となります。
- 主食の提供を行っていない施設は、副食費のみ補助対象となります。
- 認定こども園を利用する満3歳児の給食費も対象となります。
- 保育所等は保育所・認定こども園であり、市外の施設も対象となります。
- 副食費減免世帯は、減免制度が優先されるため、副食費は本補助金の対象外となります。



【お問い合わせ】

洲本市役所健康福祉部子ども子育て課保育係

TEL:0799-22-1333（直通） E-mail:kodomo@city.sumoto.lg.jp